

赤磐市一般廃棄物最終処分場整備基本構想見直し業務

仕様書

令和4年6月

赤磐市

市民生活部環境課

第1章 共通仕様書

第1節 総則

1 業務の目的

本業務は、赤磐市（以下「本市」という。）が策定した「一般廃棄物処理基本計画」や「最終処分場建設に係る基本設計業務及び発注者支援業務委託報告書」の内容を考慮し、地元合意形成を図っていくに当たり、次期最終処分場の整備計画に向けた基本的な方向性を示すための業務である。

2 業務の概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 業務名 : 赤磐市一般廃棄物最終処分場整備基本構想見直し業務
- (2) 履行場所 : 赤磐市
- (3) 履行期間 : 契約締結日の日から令和5年3月31日まで

第2節 一般事項

1 適用の範囲

本業務は、特記仕様書に従い実施するものとする。

なお、本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上、定めるものとする。

2 業務の内容

業務の内容は本仕様書に定めるものとする。

3 業務管理

- (1) 受託者は、契約後速やかに業務工程表を作成し、本市の承諾を得なければならない。
- (2) 主任技術者は、業務の全般について技術的な管理を行うものとする。
- (3) 受託者は協議、打合せ事項について、議事録を作成して本市に提出しなければならない。

4 主任技術者及び照査技術者等

受託者は、主任技術者、照査技術者及び担当技術者を配置して実施することとし、主任技術者及び照査技術者は、下記のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 技術士法における技術士資格の衛生工学部門（廃棄物管理）の資格を有する者
- (2) 技術士法における技術士資格の総合技術監理部門（衛生工学-廃棄物管理）の資格を有する者

なお、参加申込み以前3箇月以上在籍していることとする。

また、主任技術者と照査技術者は兼務できないものとする。

5 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関係する法令、規則、細則及び通達を遵守しなければならない。

6 秘密及び中立性の保持

受託者は、本業務の遂行により知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

7 提出書類

受託者は、次の書類を遅滞なく提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 主任技術者、照査技術者及び担当技術者の選任届及び経歴書
- (4) 業務完了届
- (5) 納品書
- (6) その他本市の指示する必要書類

8 資料の貸与

本業務の遂行に必要な本市所有の資料、文献等を所定の手続に従い貸与する。受託者が資料等の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し、本市に提出するものとし、貸与された資料等は、業務完了時に全て返却するものとする。

9 協議及び疑義

打ち合わせ協議は原則2回以上とするが、受託者は、本仕様書の記載事項及び業務遂行に当って疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議を行い、本市の意図を十分理解し業務を遂行するものとする。

10 検査及び引渡し

- (1) 受託者は、業務完了時に完成書類を提出し、本市の検査を受けなければならない。
- (2) 受託者は、成果品納品後に不備又は誤り等が発見された場合には、速やかに訂正をしなければならない。これに要する費用は、受託者の負担となる。

1 1 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------------------|----------------|-------|
| (1) 最終処分場基本構想報告書 | A 4 版 (ファイル綴じ) | 5 部 |
| (2) 最終処分場基本構想報告書 (概要版) | A 4 版 (ファイル綴じ) | 1 0 部 |
| (3) 上記電子データ | CD-R 等 | 1 式 |
- ただし、1 0 月下旬を目途におおむねの構想を示した地元説明会用資料を提出すること。

第 2 章 特記仕様書

第 1 節 最終処分場基本構想業務

1 既往資料の確認・現地踏査

(1) 既往資料の確認

過年度に実施した「最終処分場建設に係る基本設計業務及び発注者支援業務委託報告書」等を確認し、設計の基本的な考え方や、設計諸元等を確認する。

(2) 現地踏査

建設予定箇所及びその周辺の現地踏査を行い、次期最終処分場整備に当たっての課題等を抽出する。

2 基本的事項の整理

(1) 最終処分場の動向の整理

国内における最終処分場や技術における動向を整理し、取りまとめを行う。

(2) 最終処分場の法体系の整理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場の技術上の基準を定める省令」及び「廃棄物最終処分場の性能に関する指針」等に基づいて、構造・維持管理の必要事項、規定等を整理する。

(3) 最終処分場の事務手続の整理

計画・設計・生活環境影響調査、工事発注、工事施工等の最終処分場整備の各段階の手続（作業）を整理する。

3 最終処分場の整備方針の検討

「赤磐市一般廃棄物処理基本計画」に掲げる最終処分場の整備方針に基づき、次の項目について検討する。

(1) 施設規模等の検討

「赤磐市一般廃棄物処理基本計画」において推計する処分方法の複数チャンネル化等による最終処分量の見通し等により埋立容量等の諸元について見直しを行う。

(2) 概略地形・地質検討

最終処分場の建設費や施設配置を決定するため、建設予定箇所及びその周辺について、既存資料の収集・解析及び現地踏査を行い以下の点について把握する。

- ・地形の成り立ちと最終処分場整備の留意点（断層、急傾斜地、流れ盤等）
- ・地質構造と最終処分場整備の留意点（リニアメント、軟弱地盤等）
- ・水文地質構造と地下水の分布形態
- ・その他地形・地質に関する事項

(3) 埋立形式の検討

最終処分場の埋立形式を決定するに当たっては、周辺環境の保全、埋立容量、埋立地等の景観、地形・地質、災害等に対する安全性、跡地利用計画等を踏まえ見直しを行う。

(4) 埋立構造の検討

埋立構造の検討は、掘り込み式、盛土式、掘り込み・盛り土併用式について、地盤条件（埋立地下部の不透水性地盤の有無、地下水位、土質、基礎と成り得る地盤の有無等）、必要埋立容量、景観及び経済性を踏まえ見直しを行う。

(5) 施設配置の検討

最終処分場の効率的な配置計画を検討するとともに、全体施設配置平面図を作成する。

4 主要施設概略計画

(1) 搬入道路

搬入道路の計画は、現地踏査等により搬入ルート进行调查し、公共道路を利用する区間や新設する場内搬入道路について見直しを行う。

(2) 貯留構造物

貯留構造物は、埋立形式の設定に基づき、計画地の条件、周辺環境への影響等を検討し、土木構造物としての安全性、信頼性が確保できる構造を策定し、その概略について見直しを行う。

(3) 地下水集排水設備

地下水集排水設備は、計画地の地質調査結果を参考に、遮水工計画に適合する集排水設備の構造と配置の概要について見直しを行う。

(4) 遮水工

遮水工は構造基準に定める遮水工構造の適合性を検討する。
また、漏水探知システムの内容、使用実績について整理し、既存計画の見直しを行う。

(5) 雨水集排水設備

埋立地の雨水集排水、埋立地区域外の雨水集排水設備として、必要となる設備の

構造、配置の概要について見直しを行う。

(6) 浸出水処理施設

埋立地の仕様、放流水域の状況等を踏まえ、浸出水処理施設の方向性について見直しを行う。

(7) 埋立ガス処理設備

埋立ガス処理設備の構造、配置について見直しを行う。

※計画の精度は既存成果及び 1/1000 とする。

5 設備スケジュールの作成

最終処分場完成までのスケジュールを検討する。検討に当たっては、測量、検査（地質、生活環境影響調査）、計画及び設計の工程についても考慮する。

6 概算事業費の算出

整備スケジュールに示す調査、計画・設計等における業務委託費と建設工事費について、概算費用を算出する。

7 跡地利用計画の作成

周辺環境に合致する最終処分場の跡地利用の可能性について示す。